

いじめ防止基本方針（概要）

吉田中学校

1 はじめに

十日町市立吉田中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号 以下「法」という）第13条の規定に基づき、当校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめ防止等に向けた基本的な考え

（1）いじめに対する基本的な考え方

①いじめの定義

ア いじめ及びいじめ類似行為の定義「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「法」第2条）

イ 「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む）であって、当該児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する。

※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

②基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

③いじめの禁止

いじめは、誰もが行ってはならない行為である。

④学校の責務

いじめはどの子にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に組織として取り組んでいかなければならない。また、いじめ問題への取組の重要性について、地域や家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

（2）いじめ防止等のための取組方針

①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に進める。

②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③校内研修等において、基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する認識を深めるための啓発活動と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

④いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等にあたっては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用する。

（3）いじめ防止等の対策のための組織の取組及び措置

①設置の目的

法第22条を受け、いじめ防止等に関する措置を実効的に行う校内組織として「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

②構成員

校長、教頭、生徒指導主事、当該学年主任・担任、養護教諭

③役割及び内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核としての役割

④取組

- ア いじめの早期発見に関すること。(週1回のアンケート(ふれあいアンケート)調査、定期教育相談・チャンス相談等)
- イ いじめの未然防止に関すること。
- ウ いじめに対して生徒や保護者、地域住民の理解を深めること。
- エ 企画委員会を週2回開催する他、いじめ発生時はいじめ不登校対策委員会を緊急に開催する。
- オ いじめ認知から3か月を目安に、いじめの経過を把握し、解消しているかどうかを判断するためのいじめ不登校対策委員会を開催する。

⑤いじめ発生時の措置

- ア いじめの疑いがある場合、当該職員は、速やかに関係する生徒の学年部職員と管理職・生徒指導主事に報告する。必要があれば管理職は速やかに「いじめ不登校対策委員会」を招集し、いじめ対応方針を協議・決定する。
- イ 決定した対応方針に基づき、学年部職員は該当生徒から聴き取りを行う。
- ウ 管理職はあらためて「いじめ不登校対策委員会」を招集し、聴き取り内容の共有、今後の対応方針(いじめ被害が疑われる生徒への支援方針、保護者への連絡内容・方法、関係生徒への支援・指導方針、加害が疑われる生徒への指導方針)を協議・決定する。
- エ 全教職員に「いじめ不登校対策委員会」で確認した事実や決定した対応方針の共有を行う。
- オ 決定した対応方針に基づき、学年部職員は当該生徒に対応する。
- カ 市教育委員会に報告・相談する。
- キ いじめを受けた生徒の保護者にはその日のうちに家庭訪問を行い、事実と当面の対応策を説明(複数で)し、保護者の理解を得るとともに、今後の学校との連携について誠意をもって伝え、理解を得る。また、いじめを行った生徒の保護者に対しても同様の対応を行う。
- ク いじめ認知の3か月を目安にいじめ対策委員会で、経過と解消について判断する。
- ケ 関係生徒に対しては、学級指導、全校集会、部活動等において、他の生徒とその保護者に対するプライバシーに特段の配慮をしながら、当該事案の説明及び指導を行う。

(4) 家庭・地域との組織的な連携、協働

①保護者の意識啓発(法における保護者の責務等第9条)

P T A総会等で、いじめの防止等に関する保護者責務と学校の基本方針と具体的な取組について伝え、意識を高める。

②情報発信及び基本方針の周知

いじめ見逃しゼロスクール集会などの様子等を学校だより、ホームページ等に掲載する。

③中学校区学校運営協議会との連携・協力

いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携協力による取組を進める。

(5) 関係機関等との連携

①警察、児童相談所、市教育委員会、関係機関等との連携

②中学校区内保小中の連携強化

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

生徒が自殺を企図した場合、金品等に重大な被害を被った場合、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

(2) 重大事態発生時の対応

①市教育委員会の指導を受け、直ちに警察へ相談・報告を行う他、適切に援助を求める。

②市教育委員会へ報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

(3) 学校が調査主体となった場合の対応

①組織による調査体制を整える。

- ②組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ④調査結果を市教育委員会に報告する。
 - ⑤引き続き、市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- (4) 学校設置者が調査主体となった場合の対応
- 学校設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (5) 記録の保存
- 調査、報告資料等の記録は5年間保存する。生徒の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制を取る。